

## 「おまかせ点検サポート」ご利用にあたっての遵守事項

### 第1条（サービスの内容）

- お客様は、弊社製工作機械（当該工作機械と同時に注文・購入し、かつ当該工作機械に接続して出荷した弊社製オプションで、弊社が点検対象と定めたオプションを以下「本工作機械」といいます）の点検作業（以下「本メンテナンス」といいます）を委託し、弊社はこれを受託します。
- 本メンテナンスは、弊社に登録された本工作機械に対し、弊社にて機種毎に予め定めた点検内容に従って実施します。
- 本メンテナンスの対象機種は、「おまかせ点検サポート料金表」又はその他弊社が提示する書面に従うものとします。

### 第2条（本契約の成立）

本契約は、お客様が弊社に所定の申込書（以下「本申込書」といいます）を提出後、弊社より口頭又は書面（電磁的方法を含む）により承諾の意思表示を行った際に成立するものとします。但し、第6条に基づく請求日までに本メンテナンスの料金（以下「本料金」といいます）のお支払がない場合、本契約の効力発生日に遡って効力を失います。本契約の締結は新規にご購入いただいたお客様または、中古機を購入頂き登録頂いたお客様で、日本国内に於いて引続きご使用していただく場合に限りです。

### 第3条（作業時間及び場所）

本メンテナンスは、原則として弊社の通常作業時間（弊社営業日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで、以下同じ）内に本工作機械の契約設置場所において行います。実施期日の詳細は、お客様にて本申込書にご記入いただいた内容に基づき別途協議の上で定めるものとします。但し、お客様の実施希望日が本申込書の受領日から弊社の10営業日以内に設定されている場合又はその他弊社担当者の日程都合等やむを得ない事情がある場合、お客様のご希望に添えない可能性があることを予め承するものとします。

### 第4条（契約料金）

本料金及びその他追加的に発生する全ての料金又は費用（以下「その他料金等」といいます）は、「おまかせ点検サポート料金表」又は本書に記載の通りとします。

### 第5条（本メンテナンス実施の例外）

- 弊社は、原則として第3条所定の作業時間及び場所にて本メンテナンスを実施いたしますが、お客様が以下の各号のいずれかの項目に該当する場合、事前に弊社に通知頂くとともに、当該作業内容、作業日程その他諸条件について別途弊社と協議の上決定させて頂くことと致します。なお、弊社の判断により、都度経費を算出して実費をご負担いただくか、一定の事由に該当する場合にはサービスの提供を中止させて頂く場合がありますので、ご了承下さい。
  - 本メンテナンスの実施前や実施中において、弊社の責に帰すべき事由によらず本工作機械が停止した場合その他予定された内容、作業時間又は場所にて本メンテナンスが実施できない相当の事由が発生した場合
  - 本工作機械の使用状況、使用環境の変更（設置場所の変更、改造、オーバーホール、撤去、運搬、移設等を含みます）を希望される場合

### 第6条（契約料金の請求及び支払方法）

お客様は、以下の各号の要領により契約料金を支払うものとします。

#### （1）契約料金

本料金は一括前払いとし、本申込書内容を確認後に弊社よりご請求しますので、所定の請求日までに現金にてお支払いください。なお、点検作業日の3営業日前までに本料金のご入金が無い場合、弊社は本契約を何らの手続きを要することなく解除することができるものとします。

#### （2）点検後の部品交換等作業費及び部品費

当該料金等が発生した都度、弊社が別途指定する販売店よりご請求しますので、販売店の指示に従いお支払い下さい。

### 第7条（中途契約）

- お客様は、以下の各号の全てを満たす場合に限り、本契約を締結することができます。
  - 正常に稼働している本工作機械であること（故障発生中は契約できません。）
  - 新規購入機であること。または中古機を購入頂き登録されていること。
  - 対象となる本工作機械について、現在、弊社の「メンテナンス契約 安心パック」又は「メンテナンス契約 得々パック」に契約中でないこと。

### 第8条（点検作業後の対応）

- 完了後1カ月以内に、予定された点検作業内容との不一致が発見された場合、自らの責任と負担において当該不一致の解消のために必要な措置を講じるものとします。但し、以下の各号のいずれかに起因する場合は、弊社は責任を負いません。
  - 作業完了後に生じた原因による場合
  - 作業対象外の原因（本条第2項(2)以降のいずれに該当した場合を含む）による場合
  - 経年劣化その他による本機器の機能低下による場合
  - 天災、地震、火災、洪水、落雷等の不可抗力による場合
  - 前各号の他、弊社の責に帰さない事由による場合
- 弊社は、第1条所定の点検作業実施中に本工作機械に不具合を発見し、お客様が修理を希望される場合、弊社が別途指定する販売店経由にて修理対応をさせて頂きます。但し、以下の各号に起因する場合は、都度経費を算出して実費をご負担いただくか、一定の事由に該当する場合には修理の実施をお断りする場合があります。
  - お客様が、簡易説明書、設置説明書、操作説明書その他説明書類若しくは製品カタログ（以下総称して「本説明書等」といいます）、本工作機械の付属書類、弊社ホームページ、その他弊社から適時提供される文書にて明示された使用方法、使用環境（仕様・規格等を含みます）、用途、使用目的に反して、本工作機械をご使用、運搬（部品の発送等に弊社指定の運搬方法以外を希望した場合を含みます）、移設、又は保管されたことが判明した場合（当該使用方法、使用環境、用途、使用目的を弊社が事前に知得しており、若しくは知り得た場合を含みます）但し、お客様が当該使用方法、使用環境、用途、使用目的等に適合するよう相当の注意を払ったと弊社が判断する場合は除きます。
  - お客様が、弊社の事前の承諾なくして本工作機械を改造、改変又は改良したことが判明した場合
  - お客様が、弊社の事前の承諾なくして、本工作機械を、本仕様で禁止された、若しくは本仕様に記載のない方法又は要領等を用いて、他の機器に接続し、又は他の機器と連動して動作又は利用できるよう設定しその他使用等したことが判明した場合
  - お客様が、本説明書等、本工作機械の付属書類、弊社ホームページ、その他弊社から適時提供される文書にて記載された内容に従って本工作機械の消耗品又は補給部品を交換、取り付け、その他使用、若しくは保守等していれば防止できたと確認できる場合（当該記載内容の確認時に不明点が生じたにもかかわらず、弊社への問い合わせ、確認等を行うことなく本工作機械を使用したことが判明した場合を含みます）但し、お客様が当該記載内容に適合するよう相当の注意を払ったと弊社が判断する場合は除きます。
  - お客様が、工作機械に関する基本的知識、操作の技量（必要な訓練の履修及び資格等の取得を含みます）又は操作に最低限必要な健康状態等（五感が正常であること、酒気、薬物を帯びていないこと等を含みます）を欠いた作業者に本工作機械を使用させたことが判明した場合
  - お客様が弊社又は弊社指定の販売店から本工作機械（未使用品）をご購入された時点における一般工業界の科学技術水準では、予見が不可能、若しくは困難な事象が判明した場合
  - 自然災害（天災、地震、火災、洪水、落雷を含みます）、異常電圧、戦争、内乱、テロリズム、労働争議、政府方針、その他不可抗力等が発生した場合
  - 本工作機械を日本国外に設置した場合、若しくはお客様が第三者にその使用を許可した場合
  - お客様が弊社の事前の承諾なく本工作機械の設置場所を変更したこと、又は当該お客様の設置場所における環境要因（汚染された空気又は水質、有毒ガス、電磁波、放射線、その他公害又は自然環境、若しくは本工作機械に接続されていない機器又は製品等を含みます）が判明した場合
  - 客観的に機器の機能及び精度に影響がないと認められる官能的現象等（音、振動、油のにじみ、面目位の悪化等）である場合
  - 経年変化による損傷、消耗、摩耗又は劣化等（塗装面、メッキ面等の自然退色、錆等を含みます）が判明した場合
  - 前各号の他、当該不具合がお客様の責に帰すべき事由に起因する等、通常条件による修理の実施が困難と認められる相当の事由があるとき

#### 第9条（お客様の遵守事項）

お客様は、弊社による本契約の遂行に最大限協力するものとし、次の各号の事項を遵守するものとします。

- (1) 本工作機械の使用方法に関する弊社の説明事項（製品マニュアル、弊社主催のトレーニング等を含む）を遵守すること
- (2) 弊社が指定した環境条件下で本工作機械を管理するとともに、所定の方法に基づく日常の清掃点検等を実施すること
- (3) 本工作機械を所定の設置場所から移動させる場合、事前に弊社に通知すること
- (4) 本工作機械に故障が発生した場合、速やかに弊社に通知すること
- (5) 本工作機械の故障に関する情報及び本契約の遂行に必要であると弊社が認めたデータを提供すること
- (6) 本契約の遂行上必要なおお客様の事業所内への弊社の立入を認めること
- (7) 前各号の他、本契約の遂行に合理的に必要な協力を行うこと

#### 第10条（秘密保持）

1. お客様は、本契約に関連して知り得た弊社の業務上の機密（以下「秘密情報」という）を、本契約の遂行目的以外に使用してはならないものとし、弊社の書面による事前の承諾なしに、第三者に漏洩してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に該当しないものとします。
  - (1) 開示を受けたときに、既に所有していた情報
  - (2) 開示を受けたときに、既に公知・公用であった情報
  - (3) 開示を受けた後、自己の責に帰すべき事由によることなく公知・公用となった情報
  - (4) 開示を受けた後、開示された情報と関係なく独自に開発した情報
  - (5) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

#### 第11条（権利義務の譲渡）

お客様は、弊社の事前の書面による承諾無く、本契約より生じる権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し又は承継させることはできません。

#### 第12条（期限の利益の喪失と契約の解除）

1. お客様又は弊社は、次の各号の一に該当したとき、相手方からの催告その他何等の手續を要することなく、本契約に基づく一切の債務の履行につき、期限の利益を失い、直ちに残債務を一括して相手方に弁済するものとします。
  - (1) 手形若しくは小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき
  - (2) 第三者より仮差押・仮処分・差押・強制執行若しくは競売の申立又は公租公課滞納処分を受けたとき
  - (3) 破産・特別清算・民事再生若しくは会社更生手續の申立を受け、又は自らこれらを申し立てたとき
  - (4) 解散・合併・減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
  - (5) 主な株主に敵対的買収等の重要な変更を生じたとき
  - (6) 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けたとき
  - (7) 本契約に違反し、相手方より書面でその是正を催告されたにもかかわらず、当該催告後15日以内にこれを是正しないとき
  - (8) 前各号の一が発生するおそれがあると相手方が認めたとき
2. お客様及び弊社は、相手方が前項各号の一に該当した場合、催告その他何等の手續を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

#### 第13条（契約料金の返金）

前条に基づく本契約の解除、又は、お客様都合による本契約の解除にかかわらず、お支払いいただいた契約料金については、弊社が責任を負うべき解除の場合を除き、弊社から返金いたしません。

#### 第14条（損害賠償）

1. お客様は、本契約の履行に際し、弊社の責に帰すべき事由により損害を被った場合、直接かつ現実に被った通常の損害に限り賠償を請求することができるものとし、弊社は、それ以外のいかなる損害（他の機器、若しくは装置等への損傷又は不具合等の発生、特別損害（予見可能性の有無は問わない）、逸失利益、付随的損害、派生的損害、懲罰的損害その他類似の損害を含む）に対する責任を負わないものとします。
2. 前項に定める損害賠償額は、本契約に基づき弊社が受領した対価を上限とします。ただし、当該損害が弊社の故意又は重過失により生じた場合はこの限りではありません。

#### 第15条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社又はお客様は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他これらに準ずるもの、並びに、これらが実質的に経営に関与している若しくはこれらに資金を提供する又は便宜を供与する等の協力関係を有するものを言う、以下同じ。）に該当する場合には、何らの催告をせず、本契約を解除することができるものとします。
2. 弊社及びお客様は、自己が反社会的勢力に該当しない事を確約し、万一、自己が反社会的勢力に該当することとなった場合は、直ちに相手方にその事実を通知するものとします。
3. 弊社又はお客様は、相手方が前項の規定に違反した場合、何らの催告を要さず本契約を解除することができる。
4. 弊社又はお客様が、本条各項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても何ら賠償することは要せず、また、本契約の解除により自己が被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

#### 第16条（専属的合意管轄）

本契約に関して訴訟提起、調停の申立等の必要が生じた場合、被告の本店所在地を管轄とする裁判所を専属的な第一審裁判所とします。

#### 第17条（準拠法）

本契約は、日本国法に準拠して解釈されます。

#### 第18条（契約終了後の措置）

本契約が期間満了又は解除によって終了した後においても、第8条、第10条、第11条、第14条、第15条、第16条、第17条及び本条の規定は、なお有効に存続するものとします。

#### 第19条（協議解決）

本契約に関する疑義又は本契約に定めのない事項については、両当事者間で協議して円満に解決するものとします。

以上